

中部運輸局自動車交通部

平成30年4月11日 14時00分発表

連絡先
国土交通省中部運輸局自動車交通部
自動車監査官 岡田 大石 伊藤
TEL 052-952-8038
国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局
輸送・監査担当 河合 細川
TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

乗合バス事業者に警告書を交付

平成30年2月6日に岐阜運輸支局がスイトトラベル株式会社の海津営業所に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり警告書を交付したのでお知らせします。

記

- 警告書を交付した事業者及び営業所
事業者名：スイトトラベル 株式会社（代表取締役 田口 義隆）
住 所：岐阜県大垣市旭町3丁目11番地
営 業 所：海津営業所（岐阜県海津市海津町福江字中無垢里656番地2）
- 警告書を交付した日時及び交付場所
交付日時：平成30年 4月11日（水） 午前 10時
交付場所：中部運輸局 岐阜運輸支局（支局長：古屋 勝治）
岐阜県岐阜市日置江2648-1
- 監査実施の端緒
平成29年12月19日、海津市南濃町太田付近において、対向車を避けるため、左に寄せすぎ、民家の屋根に車両を接触させ、瓦等を破損させるも届け出ることなく、立ち去った他、重大な事故ではないものの、多数の事故を惹起しているとして、岐阜県公安委員会から通知があったことから、立入り監査を実施した。
- 違反内容及び違反条項
 - 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
 - 国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別の指導が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）

5	行政処分等事業者に対する違反点数付与状況	
	当該行政処分等により付された違反点数	0点
	当該事業者の累積違反点数	0点